

当金庫における事業性融資の推進等に対する取組方針

（「企業価値担保権」の活用を通じて）

北河内 7 市に根差した活動を目的とする金融機関である当金庫におきましては、地域の事業者の潜在力を引き出し、地域経済全体の活性化を図るために「事業性融資の推進等に関する法律」の施行に伴う「企業価値担保権」を積極的に活用していく方針であります。

従来の金融機関による事業者に対する融資は、各事業者の過去の財務情報や物的担保、経営者保証の有無等が重視される傾向がありました。しかし、少子高齢化の進展等に伴い地域における事業者数の減少が加速度的に進行しており、北河内 7 市においても地域経済の衰退が危惧される状況にあります。また、物価高や不透明な金利環境など、事業者を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、過去の常識に捉われることなく、新しい視点での事業者支援が必要な状況にあると言えます。

このような経営環境のもと、当金庫におきましては「企業価値担保権」をキーワードとした事業者支援を加速させていくことと致します。具体的には、継続的な伴走型モニタリングを通じて、各事業者の有する技術力・開発力・ブランド力・ビジネスモデル・顧客基盤・事業者の強みや弱み、取引先との関係性、業界の展望、事業計画等を的確に把握することにより、事業者の将来性の全体像を把握する確度の向上を図り、各事業者にとって最良の支援策の提供に努めて参ります。

また、当金庫が北河内 7 市において長きに亘って構築してきた顧客基盤を活用するだけでなく、包括連携協定を提携している地方公共団体や商工会議所、地元企業等、及び各種士業の方々の知見を活かしながら多面的な支援体制を構築するとともに、当金庫が地域経済の核となって地域の事業者同士の連携を促し、北河内 7 市において活動する各事業者がそれぞれの企業価値を高めることで相互にシナジー効果を生み出すことができる環境の礎を築くことを目指していきます。

「企業価値担保権」の活用を通じて北河内 7 市の各事業者の企業価値の向上を図り、北河内 7 市全体の将来を実り多い豊かなものにするために、当金庫は地域の全ての事業者と歩みを共にして参ります。

令和 8 年 5 月 25 日制定